令和5年度「空飛ぶクルマ」の運航実現に向けた 離着陸場候補地選定に係る調査等業務プロポーザル公募要領

和歌山県では、「空飛ぶクルマ」の運航実現に向けた県内での離着陸場候補地選定に係る調査等を実施します。

本事業は、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、プロポーザル方式により調査等業務の受託事業者を募集します。

1 事業名

令和5年度「空飛ぶクルマ」の運航実現に向けた離着陸場候補地選定に係る調査等業務

(1) 業務の趣旨・目的

本業務は、2025年大阪・関西万博での実用化を目指して検討が進められている「空飛ぶクルマ」について、「空飛ぶクルマ運航実現に向けた和歌山県版ロードマップ・アクションプラン」に基づき、課題の整理等を行うとともに、県内での離着陸場候補地の選定に向け調査等を行うものとする。

(2) 業務内容

「令和5年度 「空飛ぶクルマ」の運航実現に向けた離着陸場候補地選定に係る調査等業務 仕様書」のとおり

(3) 委託上限額

9,999千円(税込)

2 スケジュール

令和5年4月28日(金) 公募開始

令和5年5月11日(木) 説明会開催

令和5年5月18日(木) 質問受付及び応募申込締切

令和5年5月29日(月) 提案書類提出締切

令和5年6月 5日(月) 選定委員会(予定)

令和 5 年 6 月上旬 契約締結 令和 6 年 3 月 2 9 日 (金) 事業終了

3 公募参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、単独企業又は本業務受託のために複数の企業で組織された共同企業体(JV)であって、それぞれ次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(1) 単独企業

ア次のいずれにも該当しない者であること。

- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の4第1項各 号のいずれかに該当する者。ただし、同項第1号に該当する者であって、同項に規定する特別の理 由がある場合に該当するものについては、この限りでない。
- ・政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、入札に参加することを 停止された期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理 人として使用する者

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の 申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の 再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定して いる場合は、この限りでない。

- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。
- エ 和歌山県の区域内(以下「県内」という。)に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、 県税に係る徴収金を完納していること。
- オ 消費税及び地方消費税を完納していること。
- カ 本プロポーザルに参加を希望する業務種目の営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等(以下「許認可等」という。)を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。
- キ 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- ク 空の移動革命に向けた官民協議会の構成員企業であること。
- ケ 本プロポーザルに関して、3 (2) に定める共同企業体 (JV) の構成員を兼ねている者でないこと。
- (2) 共同企業体(JV)による参加
- ア 全ての構成員が、3(1)ア〜キに掲げる要件を全て満たしていること。
- イ 空の移動革命に向けた官民協議会の構成員企業が、共同企業体(JV)の代表者であること。
- ウ 各構成員が、本プロポーザルに関して他の共同企業体(JV)の構成員を兼ねている者でないこと。

4 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

- 「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。
- (1) 公募要領の配布及び応募書類の受付
 - ア 配布期間

令和5年4月28日(金)から令和5年5月29日(月)正午まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

イ 配布場所及び受付場所

和歌山県 商工観光労働部 万博推進課

住 所:〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県庁本館2階

電話番号: 073-441-2703

ウ配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、ホームページ (https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060400/d00213212.html)

からダウンロードできます。(郵送による配布は行いません。)

工 受付期間

令和5年4月28日(金)から令和5年5月29日(月)正午まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで) 最終日5月29日(月)は正午までの受付となりますので、ご注意ください。

才 提出方法

書類は郵送もしくは持参してください。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の差出し、受 領の記録が残る方法に限ります。

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

プロポーザル参加事業者は次に掲げる書類を提出すること。

- ア 応募申込書(様式1)
- イ 企画提案書(様式自由)【A4 上限10枚とする】
- ウ 見積書(様式自由)
- エ 提案者の概要書(様式2)
- 才 誓約書(様式3)
- カ 直近5ヶ年における、類似する事業の契約書の写し
- キ 役員等に関する調書(様式4)
- ク 法人にあっては、財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類(直近1年分)、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し(直近1年分)
- ケ 法人にあっては定款又は寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあっては住民票
- コ 印鑑証明
- サ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明(発行後3か月以内のもの)
- シ 都道府県税について未納がない旨の証明書(発行後3か月以内のもの)
- ス 共同企業体(JV)にあっては、共同企業体協定書の写し
- ※ キ~シは、和歌山県の入札参加資格があれば免除
- (3) 提出書類の留意事項
 - ア 正本1部、副本8部を提出すること。 <持参・郵送>
 - イ 県が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。
- (4) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(6) その他

ア 応募は1者1提案とします(共同企業体(JV)構成員として参加する場合を含む)。

- イ 応募書類の提出に際しては、正本、副本はそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。ホッチキス止めは行わず、必ずA4ファイルに綴るようにしてください。
 - また、応募書類のデータについても、電子メールにより提出してください。
- ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。
 - <記入例>(令和5年度「空飛ぶクルマ」の運航実現に向けた離着陸場候補地選定に係る調査等 業務)提案書

株式会社○○(法人名)

- エ 書類提出後の差し替えは認めません(和歌山県が補正等を求める場合を除く)。
- オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。
- カ 事前説明会に出席することが必須条件ではありませんが、企画提案書の提出を検討している事業者にあっては、可能な限り出席をしてください。欠席により不利益を生じた場合、その責任は 負いません。

5 提案を求める事項

次の事項について提案すること。

I. 離着陸場候補地選定に係る調査について

管制域や周辺施設など安全確保に影響を及ぼす要因やアクセス、施工時に配慮すべき事項がな

いか、需要が見込める立地であるかについての適切かつ現実的な検討手法などについて提案すること。

II. 離着陸場整理について

公表資料等を基に、離着陸場候補地の周辺環境を調査し整備に配慮すべき事項などの整理について提案すること。

III. 社会受容性について

県民意識やニーズを把握するための社会受容性調査手法を提案すること。

IV. 令和6年度実証飛行の実施計画の作成について

令和6年度に県内での実証飛行を実現させる実施計画の検討手法を提案すること。

V. 空飛ぶクルマの活用案について

本県の特色にあった空飛ぶクルマの活用策について提案すること。

- VI. その他
 - ・運航事業者等に対するヒアリング内容を提案すること。
 - ・現時点で想定される規制や機体開発の状況、必要な設備などを踏まえ、収支計画上、運営可能な事業計画案を提案すること。
 - ・その他、運航実現に向け取り組むべき事項について提案すること。

6 説明会

(1) 開催日時

令和5年5月11日(木) 14時から(1時間程度)

(2) 開催場所

和歌山県民文化会館 402 会議室

(和歌山県和歌山市小松原通り一丁目1番地)

(3) 申込方法

参加団体名、参加者職氏名、電子メールアドレスを記載の上、電子メールでお申し込みください。 件名に「【説明会申込】令和5年度空飛ぶクルマ運航実現に向けた離着陸場候補地選定に係る調査 等業務」と記載してください。

※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

※説明会実施時に質疑応答は行いません。質問は電子メールでお願いします。

(4) 説明会への申込期限

令和5年5月10日(水) 正午まで

(5) 電子メールアドレス e0604001@pref.wakayama.lg.jp

7 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和5年5月18日(木) 午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール (アドレス: e0604001@pref.wakayama.lg.jp) で受け付けます。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

後日、説明会参加者全員に対し、メールにより回答いたします。

なお、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあることから受け付けません。

8 プロポーザルの応募申し込み

(1) 受付期間

プロポーザルに参加の意思のある事業者については、令和5年5月18日(木) 午後5時までに、応募申込書(様式1)を提出すること

(2) 提出方法

電子メール (アドレス: e0604001@pref.wakayama.lg.jp) で受け付けます。 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

9 審査の方法

(1) 審査方法

- ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、審査員の協議により決定します。
- イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時 は、事前に通知を行います。
- ウ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約候補者に決定します。
- エ プロポーザル参加事業者が1者の場合においても、審査を実施するものとし、審査の結果、総合評価が平均60%以上の得点(60点以上)を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を契約候補者として決定します。

(2) 審査基準

審查項目	審 査 内 容
①事業目的・内 容の理解度	事業目的等を正しく理解した上での提案になっているか。 ・和歌山県内での「空飛ぶクルマ」の運航実現に向けた離着陸場候補地選定に係る 調査等に資する提案ができているか。
②提案内容の妥当性及び充実度	以下のA,B,Cについて、「空飛ぶクルマ」の運航実現に向けた離着陸場候補地選 定に係る調査等業務に関する提案内容(項目、内容、手法等)が適切かつ実現性の 高いものとなっているか。
	A. 離着陸場候補地選定に係る調査・整理について ・管制域や周辺施設などへの安全確保に配慮しているか。 ・需要が見込める立地であるか、具体的な提案ができているか。 ・離着陸場候補地に係る必要な設備等について、面積や周辺状況などから具体的な提案ができているか。 ・離着陸場候補地の選定基準について、具体的な提案ができているか。
	B. 社会受容性調査・事業者ヒアリング調査について ・県民意識・ニーズを適切に把握するための調査手法や調査数等について提案できているか。 ・関連事業者ヒアリング等について幅広く実施できる提案となっているか。
	C. その他 ・実証飛行の実施計画案の作成について、具体的な検討手法が提案できているか。 ・概略事業計画案の作成について、現時点で想定される管制空域等を含む法令の規制や機体開発の状況、離着陸場に必要な設備などを踏まえ、専門的知見に基づいた作成手法の提案になっているか。 ・将来的な活用案について、県内の特色を踏まえた提案となっているか。

③業務の実施体

制

事業を適切に実施することが可能な提案内容であるか。

- ・業務実施体制、人員配置、実施プロセス(スケジュールを含む)及び費用が適切 な提案となっているか。
- ・過去(公募以前5年以内)に類似する事例を取り組んだ実績があるか。
- ・本事業を受託するにあたっての提案事業者の強み(企業ネットワーク、空飛ぶクルマ関連ビジネスのコンサルティング経験、類似の運営実績、調査実績、専門知識や経験、能力等に精通したスタッフの有無など)があるか。
- ・その他、本事業をより効果的・効率的に実施できる独自の取組が提案されている か

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札参加停止等 の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

10 契約手続きについて

- (1) 選定した契約候補者と和歌山県は、企画提案の内容をもとに協議の上、仕様書の内容を確定し契約を締結します。なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において評価が次点の者と協議します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。 ただし、和歌山県財務規則第93条に該当する場合は契約保証金を免除します。